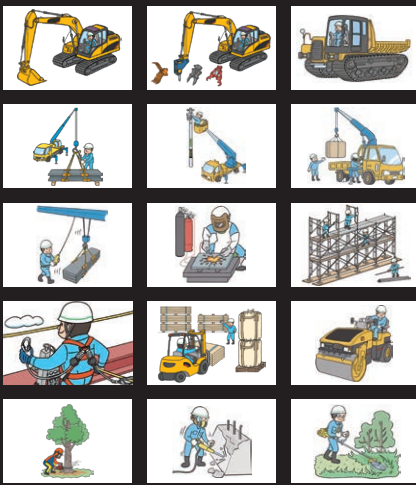


講習のご案内

'24上期 日程表

2024年4月～2024年9月



キャタピラー教習所では、安全第一をモットーにベテランの講師陣がお応えします。

安全は企業の宝、資格は一生の財産。
資格で「差」をつけよう!!

埼玉労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社
埼玉教習センター

〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町1-11-3

TEL 048-572-1177

FAX 048-572-1990

E-mail: cot-fukaya@jpnecat.com

URL https://cot.jpnecat.com

講習科目

- フォークリフト運転技能講習 (最大荷重1トン以上)
- 高所作業車運転技能講習 (作業床高さ10m以上)
- 玉掛け技能講習 (吊り上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛け業務)
- 小型移動式クレーン 運転技能講習 (1～5トン未満)
- 床上操作式クレーン 運転技能講習 (吊り上げ荷重5トン以上)
- ガス溶接技能講習
- 車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)
(機体重量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー等の運転業務)
- 車両系建設機械運転技能講習 (解体用)
(機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転業務)
- 不整地運搬車運転技能講習 (最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転業務)
- 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 木造建築物の組立て等の作業主任者技能講習
- 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- はい作業主任者技能講習

受講申込み方法から当日までのご案内

受講申込み方法

①ご予約

お電話またはWEBからご予約をお願いします。定員になり次第締め切らせて頂きます。

②FAX送信

受講開始日より1週間前までに下記の必要書類を揃えてFAX送信をお願いします。

●必要書類

- ①受講申込書
- ②本人確認書類 下記のいずれか1通(有効期限があるものは有効期限内に限る)
 - ・公的書類…自動車運転免許証、住民票、国民健康保険証、在留カード(外国籍の方)等
 - ・埼玉教習センター発行の技能講習修了証、または安全衛生教育特別教育修了証 (技能講習、安全衛生特別教育ごとに統合しますので、当日は原本をご持参ください)
- ③一部免除コースを受講される方は講習科目の受講免除資格を証明する書類

③お支払い

受講開始日より1週間前までに下記の銀行口座にお振り込みください。
現金での入金を取り扱っておりません。領収証が必要な方はご連絡ください。

●振込先 足利銀行 深谷支店 普通預金 No.2901820

キャタピラー教習所株式会社

※誠に恐れ入りますが、振込手数料はご負担の程お願いいたします。

講習当日のご案内 当日はマスクの着用、検温を実施いたします。

●受講受付: 午前7時45分～8時15分まで 講習開始: 午前8時30分

※初日は受付がありますので時間に余裕を持ってお越しください。
また、どのような理由においても講習開始時間に遅れた場合は受講できませんので、予めご承知おきください。

●持参頂くもの

1. FAX送信していただいた必要書類①～③の原本。
2. 筆記用具(マーカーペン・鉛筆・消しゴム等)、玉掛け技能講習を受講される方は電卓・革手袋も必要です。
3. 実技の際は作業・天候に適した服装、安全靴または運動靴を着用してください。

留意事項

- 受講のキャンセル、受講日変更は事前にご連絡ください。
- 遅刻及び日程途中からの欠席は失格となります。また、無断欠勤や期間内に修了ができない場合は未修了扱いとなり講習料の返金はいたしませんのでご了承ください。
- 証明写真は縦4cm×横3cm、正面、無帽、無背景(6ヶ月以内に撮影されたもの)、カラーコピー、デジカメで撮影されたもの、スナップ写真は不可。コンクリートポンプ車を受講の方は2枚必要です。
- 施設内の駐車場に限りがありますので「乗合」でのご来所をお願いします。
- 昼食は各自でご用意ください。

2024年度上期

(2024年4月~2024年9月)

技能講習・特別教育 日程表

2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
4月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車			車両系38H												車両系14H															
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け			小型移動式											玉掛け																
	高所・ガス			ガス溶接		高所作業車																									
	フォークリフト					31H																									
	作業主任者				低圧電気																										
特別教育 他	チェーンソー																														
	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	CP 刈払機																														
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車																														
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け																														
	高所・ガス																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育 他	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	CP 刈払機																														
	チェーンソー																														
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車																														
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け																														
	高所・ガス																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育 他	酸欠																														
	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	チェーンソー																														
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車																														
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け																														
	高所・ガス																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育 他	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	チェーンソー																														
	CP 刈払機																														
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車																														
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け																														
	高所・ガス																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育 他	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	チェーンソー																														
	CP 刈払機																														
2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
技能講習	車両系(登陸等)(解体用)不整地運搬車																														
	小型移動式/床上操作式クレーン・玉掛け																														
	高所・ガス																														
	フォークリフト																														
	作業主任者																														
特別教育 他	フルハーネス																														
	職長・安責																														
	アーク溶接																														
	チェーンソー																														
	CP 刈払機																														

※講習科目によって定員に達しない場合は日程の変更をお願いする事があります。(定員等につきましては弊教習センターまで問い合わせ下さい。)

受講資格と受講料について

(受講料・テキスト代には消費税が含まれております。)

受講科目	受講時間	受講資格	日数	講習時間		受講料金(税込)			
				学科	実技	受講料	テキスト代	計	助成金
①車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用 及び掘削用) 埼玉労働局登録番号170号 登録有効期限: 2029年3月30日	38H	●未経験者で他の資格を持っていない方	5日間	13H	25H	114,500円	2,500円	117,000円	○
	18H	●小型車両系建設機械(労働安全衛生法施行令 別表7の1号、2号、6号)の特別教育修了後、運転経験6ヶ月以上ある方	3日間	13H	5H	49,500円	2,500円	52,000円	○
	14H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●大型自動車、中型・準中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転経験3ヶ月以上ある方 ●不整地運搬車運転技能講習修了者	2日間	9H	5H	47,500円	2,500円	50,000円	○
②小型移動式クレーン 埼玉労働局登録番号175号 登録有効期限: 2029年3月30日	20H	●未経験者で他の資格を持っていない方	3日間	13H	7H	50,500円	2,500円	53,000円	○
	16H	●クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	3日間	10H	6H	46,500円	2,500円	49,000円	○
③不整地運搬車 埼玉労働局登録番号176号 登録有効期限: 2029年3月30日	15H	●小型車両系建設機械(労働安全衛生法施行令 別表7の1号、2号、6号)又は、小型不整地運搬車の特別教育修了後、運転経験6ヶ月以上ある方	3日間	11H	4H	47,500円	2,500円	50,000円	○
	11H	●大型特殊自動車運転免許保持者 ●大型自動車、中型・準中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、特別教育修了後、小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の運転経験3ヶ月以上ある方 ●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)又は(解体用)運転技能講習修了者	2日間	7H	4H	42,500円	2,500円	45,000円	○
④車両系建設機械(解体用) 埼玉労働局登録番号177号 登録有効期限: 2029年3月30日	5H	●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	1日間	3H	2H	23,500円	2,500円	26,000円	○
⑤床上操作式クレーン 埼玉労働局登録番号243号 登録有効期限: 2029年3月30日	20H	●未経験者で他の資格を持っていない方	3日間	13H	7H	46,500円	2,500円	49,000円	○
	16H	●移動式クレーンの運転士免許保有者 ●小型移動式クレーンの運転又は玉掛けの技能講習修了者	3日間	10H	6H	42,500円	2,500円	45,000円	○
⑥玉掛け 埼玉労働局登録番号244号 登録有効期限: 2029年3月30日	19H	●未経験者(玉掛け業務の経験がない方)	3日間	12H	7H	29,500円	2,500円	32,000円	○
	15H	●クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士いずれかの運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日間	9H	6H	25,500円	2,500円	28,000円	○
⑦高所作業車 埼玉労働局登録番号212号 登録有効期限: 2029年3月30日	17H	●未経験者で他の資格を持っていない方	3日間	11H	6H	52,500円	2,500円	55,000円	○
	14H	●車両系建設機械運転・不整地運搬車運転・フォークリフト運転・ショベルローダ運転等のいずれかの技能講習修了者 ●大型特殊自動車、大型自動車、中型・準中型自動車又は普通自動車運転免許保有者	2日間	8H	6H	47,500円	2,500円	50,000円	○
	12H	●移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日間	6H	6H	45,500円	2,500円	48,000円	○
⑧フォークリフト 埼玉労働局登録番号222号 登録有効期限: 2029年3月30日	35H	●自動車運転免許のない方	5日間	11H	24H	50,500円	2,500円	53,000円	—
	31H	●大型自動車、中型・準中型自動車又は普通自動車運転免許保有者	4日間	7H	24H	46,500円	2,500円	49,000円	—
	11H	●大型特殊自動車運転免許保有者	2日間	7H	4H	23,500円	2,500円	26,000円	—
⑨ガス溶接 埼玉労働局登録番号245号 登録有効期限: 2029年3月30日	13H	●経験、資格は問いません。	2日間	8H	5H	25,500円	2,500円	28,000円	○
⑩足場の組立て等作業主任者 埼玉労働局登録番号289号 登録有効期限: 2029年3月30日	13H	●満21才以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日間	13H	—	24,500円	2,500円	27,000円	○
⑪木造建築物の組立て等作業主任者 埼玉労働局登録番号290号 登録有効期限: 2029年3月30日	13H	●満21才以上で、木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日間	13H	—	24,500円	2,500円	27,000円	○
⑫地山の掘削及び土止め支保工作作業主任者 埼玉労働局登録番号295号 登録有効期限: 2029年3月30日	17H	●満21才以上で、地山の掘削作業又は土止め支保工等の作業に3年以上従事した経験のある方	3日間	17H	—	30,000円	3,000円	33,000円	○
⑬はい作業主任者 埼玉労働局登録番号296号 登録有効期限: 2029年3月30日	12H	●満21才以上で、はい付け又は、はいぐしの作業に3年以上従事した経験のある方	2日間	12H	—	24,500円	2,500円	27,000円	—

※講習時間は休憩、学科・実技試験等を除いた時間です。

特別教育のご案内

(労働安全衛生法第59条)

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)	助成金
小型車両系	機体重量 3トン未満	学科・実技 2日間	21,000円	○
締固め(ローラー)	機体重量 制限なし	学科・実技 2日間	21,000円	○
小型クレーン	吊り上げ荷重 5トン未満	学科・実技 2日間	21,000円	○
小型高所作業車	作業床10m未満の運転業務従事者	学科・実技 2日間	21,000円	○
アーク溶接	アーク溶接作業	学科・実技 3日間	29,000円	○
低圧電気取扱	交流電圧600V以下の電路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者	学科・実技 2日間	25,000円	○
巻上機(ウインチ)	巻上機(ウインチ)の運転業務従事者	学科・実技 2日間	21,000円	○
ロープ高所(のり面)	ロープ高所作業者の指導・管理者(含む作業従事者)	学科・実技 1日間	16,000円	○

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)	助成金
チェーンソー(伐木等)	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	学科・実技 3日間	27,000円	—
コンクリートポンプ車	コンクリートポンプ車作業従事者 ※実技は受講生それぞれの事業所で実施していただきます。	学科1日間	16,000円	—
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業従事者	学科1日間	13,000円	○
石綿等使用の建築物等の解体作業	石綿等使用の建築物等の解体作業従事者	学科1日間	13,000円	○
自由研削と石	自由研削と石の取替え・試運転業務従事者	学科・実技 1日間	13,000円	○
フルハーネス	墜落制止用器具を用いる作業従事者	学科・実技 1日間	14,000円	○
足場組立て等の業務	足場の組立て、解体、変更の作業従事者	学科1日間	13,000円	○
テールゲートリフターの操作業務	テールゲートリフターによる荷役作業の業務	学科・実技 1日間	16,000円	—

安全衛生教育等

(労働安全衛生法第60条)
(受講人数が多数まとまれば出張講習をいたします。)

講習科目	講習内容・受講対象者等	講習日数	受講料(税込)
職長・安全衛生責任者教育	建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育 新たに職務につくことになった職長(リスクアセスメント含む)	2日間	23,000円
職長能力向上教育	職長・安全衛生責任者の職務に従事することとなった後 概ね5年経過した方	1日間	13,000円
刈払機	刈払機取扱い作業者	1日間	13,000円
振動工具	チェーンソー・刈払機以外の振動工具取扱い作業者	1日間	13,000円
木造解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指揮者	1日間	13,000円
丸のこ等取扱い	丸のこ等取扱い作業者	1日間	13,000円
熱中症予防	高温多湿場所作業者の指揮・管理者(含む作業者)	1日間	13,000円
車両系建設機械(整地等)運転従事者安全衛生教育	資格取得後おおむね5年経過した方(再教育)	1日間	13,000円
ローラー運転従事者安全衛生教育	資格取得後おおむね5年経過した方(再教育)	1日間	13,000円
はい作業従事者安全衛生教育	荷役運搬機械等によるはい作業に従事する方	1日間	13,000円

就業制限業務及び危険又は有害業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針



労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第60条の2第2項の規程に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害業務に就いている者に対して行う、安全又は衛生のための教育を安全衛生教育という。事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえて本方針に基づき実施するよう努めなければならない。

教育の対象者(資格取得後5年経過)

1 就業制限に係る業務に従事する者(技能講習修了者)



フォークリフト(最大荷重1t以上) 車両系建設機械(整地・運搬) 玉掛け ガス溶接

2 特別教育を必要とする業務及び危険有害業務に従事する者(特別教育修了者)



フォークリフト(最大荷重1未満) 締固め(ローラー) 伐木

講習会場案内図

埼玉教習センターへの交通機関

- ①電車ご利用の場合
JR高崎線「深谷駅」又は「籠原駅」よりタクシー約8分(約2.5km)
- ②自動車ご利用の場合
関越自動車道・花園インターから約20分(約15km)

駐車場をご用意しておりますが、限られておりますので、できるだけ「乗合」でお願いいたします。



「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)制度のご案内」

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指す、中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。

●助成金を利用できる事業主

下記の①～③、全てに該当する建設事業主様に限られます。

- ①資本金3億円以下または従業員300人以下の建設事業主であること。
 - ②雇用保険料率1000分の18.5に加入している雇用保険適用事業所であること。
 - ③受講者が雇用保険の被保険者であること。
- 尚、中小建設事業主以外でも「女性建設労働者」は利用できます。

●助成金額

	雇用保険被保険者数20人以下の 中小建設事業主	雇用保険被保険者数21人以上の 中小建設事業主	中小建設事業主以外の 女性建設労働者
経費助成	受講料の75%	35歳未満 受講料の70% 35歳以上 受講料の45%	受講料の60%
賃金助成	一人あたり日額8,550円	一人あたり日額7,600円	なし

※「生産性の向上が認められる場合」は経費助成、賃金助成の金額が増えます。

●申請方法

①「計画届」の提出不要(平成30年10月1日から)

助成金申請において「登録教習機関」(弊教習センター)で受講される場合は、これまで事前にハローワーク又は労働局へ提出していただいておりました「計画届」(建技様式第1号)は、平成30年10月1日以降開始の講習より不要になりました。

②助成金支給申請書の提出

助成金の申請は受講後2ヶ月以内に、支給請求書類一式を管轄の労働局(又はハローワーク)に提出する必要があります。弊教習センターで助成金制度を利用して受講される方には、受講後に「必要書類」をお渡しいたしますので、申請はお客様にて「助成金請求書類一式」を作成して労働局(又はハローワーク)に提出して下さい。

尚、助成金制度を利用される方は、「受講申込書」提出時に必ず申し出をして下さい。

教育訓練給付制度のご提案

受講料の20%が給付されます

教育訓練給付制度とは?

労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度のひとつです。一定の条件を満たす在职者または離職者が下記の講座を修了した場合、本人がスクールに支払った教育訓練経費の一定割合がハローワークから本人へ支給されます。詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

■支給対象講座

- フォークリフト 31時間コース・35時間コース

■給付制度の支給対象者

①雇用保険の一般被保険者

受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上ある方。但し、初回受講の方は1年以上で可。

②雇用保険の一般被保険者であった方

受講を開始した日において一般被保険者でない方のうち離職の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件が3年以上ある方。但し、初回受講の方は1年以上で可。

※ご希望の方は、予約時にお申し出下さい。

※講習終了後1ヶ月以内にハローワークへ申請してください。(個人のレベルアップ、再就職の為に利用できます。)

埼玉労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社
埼玉教習センター

〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町1-11-3

お問い合わせ・お申し込みは

TEL 048-572-1177

FAX 048-572-1990

URL <https://cot.jpncat.com>